

受益者の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

## 世界高金利分散債券ファンド（愛称:ボンドクルーズ） 信託終了（繰上償還）に関する異議申立手続きのお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「世界高金利分散債券ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託を終了（繰上償還）すること（以下「繰上償還」といいます。）を、受益者の皆様に対して、ご提案いたします。

当ファンドは運用資産額が減少してきており、このような状況が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、繰上償還をご提案することといたしました。

当ファンドの繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律<sup>※</sup>（以下「投信法」といいます。）の規定に基づき、異議申立の手続きが必要となります。

このお知らせは、投信法<sup>a)</sup>の規定に基づき、当ファンドの繰上償還にご異議を申し立てることのできる受益者の皆様にお送りしております。当書面をお読みいただき、当ファンドの繰上償還につきご異議のある受益者の皆様におかれましては、当ファンドの繰上償還に対する異議および必要事項を、「2. (3) 異議申立の手続きについて」の記載内容にしたがい郵便はがき等の書面にご記入のうえ、ご郵送くださいますようお願い申し上げます。なお、ご異議のない受益者の皆様は、何のお手続きも必要ございません。

※当ファンドは信託法の施行日（平成 19 年 9 月 30 日）前に信託されたものであり、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「信託法整備法」といいます。）第 2 条の規定により、平成 19 年 9 月 30 日以降についても信託法整備法第 25 条の規定による改正前の投信法に基づく繰上償還の手続きが適用されます。

a) 投信法第 30 条および第 32 条

謹白

<記>

### 1. 繰上償還の提案の理由

当ファンドにつきましては、投資信託約款<sup>b)</sup>において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 50 億口を下回る事となった場合には、後述の異議申立手続きをもって、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。

現状、受益権の口数が 50 億口を下回る状態が継続し、また、直近においても口数が減少してきており（平成 30 年 1 月末日現在で約 11.4 億口）、今後、このような口数の状態と運用資産額が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、繰上償還に関する異議申立の手続きをとることといたしました。

b) 投資信託約款第 38 条

## 2. 異議申立手続きの流れ

### (1) 手続きおよび日程について

① 公告日（電子公告※）	平成 30 年 4 月 20 日（金）
② 異議申立期間	平成 30 年 4 月 20 日（金）～ 5 月 21 日（月）まで
③ ご提案する繰上償還予定日	平成 30 年 7 月 31 日（火）

※当ファンドの公告は電子公告の方法により行ない、次のアドレス（弊社ホームページ上）に掲載します。  
<http://www.nomura-am.co.jp/>

当ファンドの繰上償還に対してご異議を申し立てることのできる受益者の方は、平成 30 年 4 月 20 日（金）現在の当ファンドの受益者です。

該当する受益者の方は、当ファンドの繰上償還に対して書面をもってご異議のお申し立てができます。

なお、当ファンドの繰上償還にご異議がない場合、何のお手続きも必要ございません。

(注) 平成 30 年 4 月 19 日（木）以降のお申込みにより取得された受益権および平成 30 年 4 月 18 日（水）以前のお申込みにより換金（解約）された受益権については、当ファンドの繰上償還にご異議を申し立てることはできません。

### (2) 異議申立の結果

(i) 当ファンドの繰上償還につき、異議申立をされた受益者の方の受益権の合計口数が、上記①の公告日現在の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えない場合

当ファンドは、平成 30 年 7 月 31 日（火）に繰上償還いたします。

償還価額は、平成 30 年 7 月 31 日（火）の基準価額となります。

なお、償還金の支払いは、平成 30 年 8 月 1 日（水）からを予定しております。

(ii) 当ファンドの繰上償還につき、異議申立をされた受益者の方の受益権の合計口数が、上記①の公告日現在の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えた場合

当ファンドは、繰上償還しません。

この場合、繰上償還を行わない旨を、上記異議申立期間終了後に公告し、当ファンドの受益者の方に遅滞なく書面にてお知らせいたします。

### (3) 異議申立の手続きについて

当ファンドの繰上償還に対し、ご異議のある受益者の方は、**郵便はがき等の書面に**以下の内容をご記入の上、次の野村アセットマネジメント株式会社の窓口宛に、郵送にてお送りください。**（平成 30 年 5 月 21 日（月）必着）**

(i) 宛先

〒103-8260 東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

野村アセットマネジメント株式会社

「世界高金利分散債券ファンド」の繰上償還に関する取扱い窓口

(ii) ご記入いただく内容

- |   |
|---|
| ①住所   |
| ②氏名(署名、捺印)(法人の受益者の方は、法人名と代表者名(署名、捺印)をお願いします。) |
| ③電話番号(日中連絡先)                                  |
| ④ファンド名  |
| ⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号※                            |
| ⑥繰上償還することについて反対する旨                            |

※複数口座にて当ファンドをお持ちの場合には、異議申立をなさるすべての取扱販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

(注 1) 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立を受付けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

(注 2) 異議申立をされた受益者の受益権の合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して上記の情報(個人情報を含みます。)を提供の上、口数等の確認を行ないますのでご了承ください。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。ご提供いただいた情報は、当書面記載の手続き以外の目的には利用いたしません。

#### (4) 異議申立をされた受益者の買取請求手続きについて

当ファンドにつき、繰上償還が決定した場合には、異議申立をされた受益者の方は、以下の手続きにより、取扱販売会社を通じて受託会社に対し、受益権の買取りを請求することができます（繰上償還が決定した場合には、異議申立をされた受益者の方に、買取請求につきましてあらためてご案内させていただきます。）。

この買取請求は、当ファンドの繰上償還に対し異議申立をされた受益者の方が、投信法<sup>の</sup>の規定に基づいて受託会社に対して行なうものであり、取扱販売会社に対する買取請求ではありません。

の: 投信法第 32 条および第 30 条の 2

当ファンドの繰上償還に対し異議申立をなされた場合でも、受益者の方は必ず買取りを請求しなければならないということではありません。

異議申立期間中・買取請求期間中ともに、取扱販売会社においては、通常通り、換金（解約）のお申込みをお受けいたします。ただし、買取請求を行なった受益権については、換金（解約）のお申込みを行なうことはできなくなりますのでご注意ください。

- ① 買取請求期間は、平成 30 年 6 月 1 日(金)から平成 30 年 6 月 20 日(水)まで(受託会社受理分)
- ② 弊社より異議申立をされた受益者の方に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ (買取請求を行なう場合) 取扱販売会社へ買取請求必要書類を請求
- ④ 取扱販売会社に買取請求必要書類を提出
- ⑤ 受託会社において買取請求必要書類の受理および信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託会社からご指定銀行口座等への買取代金（買取計算書の郵送料および振込手数料<sup>※</sup>差引後）のお支払い  
※買取計算書の郵送料および振込手数料は買取請求を行なった受益者のご負担となります。

(注) 買取請求手続きにあたっては、受託会社宛にマイナンバー（個人番号）および本人確認書類をご提出いただく必要があります。

- 買取りの価額は、公正な価額となります。本件においては、原則として上記⑤の受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額となります。
- 上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに、通常の換金（解約）請求よりも日数を要します。

<当ファンドの繰上償還等に関するお問い合わせ先>

野村アセットマネジメント株式会社（電話受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）  
サポートダイヤル 0120-753104

以上

異議申立の手続きで受益者の方をお願いしたいこと

当書面をご確認いただき、当ファンドの繰上償還について、賛成または反対をご判断いただきます。

受益者の方

繰上償還について

賛成

または

反対

手続きは**一切不要**

異議申立の手続きが必要

郵便はがき等の書面に  
必要事項を記入し、郵送  
(5月21日(月)必着)

\*詳細は2.(3)参照

※その後の結果や手続きについては、2.(2)、(4)をご覧ください。